

農用地利用集積計画(案)の意見聴取について

農用地利用集積計画(案)の意見聴取について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和6年2月8日

公益財団法人群馬県農業公社
理事長 横室 光良

農用地利用集積計画(案) (昭和村)

所 在					面積(m ²)	終期
市町村名	大字又は町	字	地番	地区名		
昭和村	森下	松之木平	3370-181	全域	3,032	R11.3.31
昭和村	森下	松之木平	3370-183	全域	3,516	R11.3.31
昭和村	森下	松之木平	3370-27	全域	4,853	R11.3.31
昭和村	森下	松之木平	3370-28	全域	4,510	R11.3.31

◎意見聴取期間

令和6年2月8日(木) から 令和6年2月14日(水)